

# 十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則

〔平成19年3月2日  
規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村から十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構（以下「機構」という。）への事案移管等の事務処理及び収入金等の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴収金 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税（個人の道民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条に規定する国民健康保険料並びに延滞金及び滞納処分費をいう。
- (2) 事案の引継ぎ 市町村から機構への事案の引継ぎをいう。
- (3) 事案の引受け 機構が市町村から引継ぎされた事案の引受けをいう。
- (4) 滞納者 納税者でその納付又は納入すべき徴収金をその納付又は納入の期限までに納付又は納入していない者をいう。

(事案の移管に関する協議)

第3条 市町村長と十勝圏複合事務組合長（以下「組合長」という。）は、事案の移管について協議するものとする。

(事案の引継ぎ)

第4条 市町村長は、事案の引継ぎをするときは引継依頼書（別記第1号様式）に引継滞納者に関する滞納情報を添えて、組合長に引継ぎを依頼するものとする。

(事案の引受け)

第5条 組合長は、前条による依頼があり、内容を審査のうえ機構において処理することが適当であると認めるときは、事案を引受けるものとし、引受通知書（別記第2号様式）により市町村長に通知するものとする。

(事案の不受理)

第6条 組合長は、第4条による依頼があった場合で、機構において処理することが適当でないと認めるときは受理しないことができる。この場合、引受不受理通知書（別記第3号様式）により市町村長に通知するものとする。

(滞納者への通知)

第7条 組合長は、引受けた事案の滞納者に対して、滞納税額等引受通知書兼納税催告書（別記第4号様式）を送付するものとする。

(機構における処理期間)

第8条 機構が市町村から引受けた事案の処理期間は、原則として4月から3月までの1年間とする。

2 随時に引受けた事案の処理期間は、原則として翌年の3月までとする。

(事案の処理)

第9条 機構は、引受けた事案について十勝圏複合事務組合理約第1条に規定する共同で処理する事務を行うものとする。

(引継事案の変更の通知)

第10条 市町村長は、引継事案について変更が生じた場合は次の各号に掲げるところにより、直ちに組合長に通知するものとする。

(1) 調定額の増減、新規課税等により引継税額等に変更が生じた場合は、引継税額等変更通知書(別記第5号様式)による。

(2) 引継税額等以外の事項に変更が生じた場合は、引継事項変更通知書(別記第6号様式)による。

(事案引継ぎの取消し)

第11条 市町村長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は事案の引継ぎを取消すこととする。この場合、引継取消通知書(別記第7号様式)により直ちに組合長に通知するものとする。

(1) 減額、減免、免除等により租税債権が消滅したとき。

(2) 課税誤びゅうにより賦課が取消されたとき。

(3) その他徴収することが違法となる事実の発生を確認したとき。

2 市町村長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、組合長と協議のうえ事案の引継ぎを取消することができる。

(1) 賦課又は徴収について訴訟の提起があり、徴収を進めることが不相当であると認められるとき。

(2) 賦課又は徴収について不服申立があり、徴収を進めることが不相当であると認められるとき。

(3) その他事案の引継ぎを取消することが徴収上有利であると認められる状況があるとき。

(事案引受けの取消し)

第12条 組合長は、前条の規定により市町村長から引継取消しの通知を受けた場合は、引受取消通知書(別記第8号様式)により直ちに市町村長に通知するものとする。

(事案処理状況報告)

第13条 組合長は、引受けた事案について次の各号に掲げる事由が生じた場合は、引受処理状況報告書(別記第9号様式)により市町村長に報告するものとする。

(1) 滞納者から不服申立がされたとき。

(2) 滞納者から訴訟の提起がなされたとき。

2 市町村長は、引継いだ事案について必要があるときは、組合長に対して処理状況の報告を求めることができる。

(事案の返還)

第14条 組合長は引受事案について、3月末日に返還するものとし、引受けた事案の滞納者に対して、引受返還通知書(別記第10号様式)を送付するものとする。

2 組合長は滞納処分を停止することが相当であると判断したときは、前項にかかわらず随時に事案を返還するものとする。

3 前2項について引受事案返還通知書（別記第11号様式）により返還するものとする。

（徴収金の受入口座の届出）

第15条 市町村長は、機構が徴収した徴収金を受入れるため受入口座を指定し、受入口座届出書（別記第12号様式）により組合長に届出るものとする。

2 受入口座に変更があった場合も前項と同様とする。

（徴収金の送金）

第16条 組合長は、引受事案の滞納整理により徴収した徴収金を徴収した月の翌月の15日（休日の場合は、その翌日）までに受入口座に送金するとともに、送金通知書（別記第13号様式）を送付するものとする。ただし、3月分のうち、3月末日から10営業日前までに徴収した徴収金については3月末日までに送金するものとし、5月分のうち現年度に係る徴収金であって、5月末日から10営業日前までに徴収した徴収金については、当該市町村長からの申し出があった場合に限り、5月末日までに送金するものとする。

2 市町村長は、前項の送金を確認した場合は速やかに送金受領書（別記第14号様式）を組合長へ提出するものとする。

（市町村における徴収金の収納）

第17条 市町村長は、引継事案について市町村が収納した場合は、直ちに引継収納通知書（別記第15号様式）により組合長に通知するものとする。

（委任規定）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月2日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月14日）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

別記第1号様式

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 閣

## 引 継 依 頼 書

十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第4条により、次のとおり事案の引継ぎを依頼します。

記

引	継	内	容
滞納者数			人
滞納金額 (延滞金を含む)			円

※添付書類

引継滞納者リスト

債権・不動産等所有状況

関係者滞納状況及び課税状況

引継依頼書 (個別)

## 引継滞納者リスト

市町村名 \_\_\_\_\_

番号	納税番号	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)	滞 納 金 額 (延滞金を含む)	備 考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
合 計			名	円	

別記第1号様式の3

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 圃

## 引 継 依 頼 書 (個別)

十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第4条により、次のとおり事案の引継ぎを依頼します。

記

引	継	内	容
氏名 (名称)			
住所 (所在地)			
滞納金額 (延滞金を含む)			円

別記第2号様式

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 引 受 通 知 書

年 月 日付 第 号で引継ぎの依頼がありましたこのことについて、  
次のとおり引受けましたので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に  
関する規則第5条により通知します。

記

引 受 内 容	
滞納者数	人
滞納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 引受滞納者リスト  
引受通知書（個別）

## 引受滞納者リスト

市町村名 \_\_\_\_\_

番号	納税番号	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)	滞 納 金 額 (延滞金を含む)	備 考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
合 計			名	円	

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組組合長 図

## 引 受 通 知 書 (個別)

貴市町村より引継ぎの依頼がありました下記案件について引受けましたので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第5条により通知します。

記

引	継	内	容
氏名 (名称)			
住所 (所在地)			
滞納金額 (延滞金を含む)			円

別記第3号様式

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 引 受 不 受 理 通 知 書

年 月 日付 第 号で引継ぎの依頼がありましたこのことのうち、  
次の依頼分については引受けできませんので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等  
の事務処理に関する規則第6条により通知します。

記

不 受 理 内 容	
不受理人員	人
不受理分滞納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 引受不受理者リスト（別記第3号様式の2）

## 引 受 不 受 理 者 リ ス ト

市町村名 \_\_\_\_\_

番号	納税番号	住 所 (所在地)	氏 名 (名称)	不受理理由	備 考
合 計			名		

第 号  
年 月 日

様

十勝圏複合事務組合長 印  
(十勝市町村税滞納整理機構)

## 滞納税額等引受通知書兼納税催告書

あなたの次の滞納市町村税（料）について、十勝市町村税滞納整理機構設置条例第 1 条の規定により十勝市町村税滞納整理機構が徴収することになりましたので通知します。

つきましては、滞納市町村税（料）を次の納付指定期限までに金融機関等で必ず納付してください。

なお、指定期限までに完納されないときは、不本意ながら財産差押え等の滞納処分を執行することになりますのでご承知おきください。

記

引継をした市町村	
----------	--

滞納金額の内訳 ※別紙のとおり。

合計 円

納付指定期限	年 月 日
--------	-------

※この催告書が到達する前に納付されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

連絡先 〒 080-8588  
帯広市東 3 条南 3 丁目 十勝合同庁舎内  
十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構  
TEL 0155-26-0090 Fax 0155-26-0130



## 引継税額等変更一人別明細書

市町村名 \_\_\_\_\_

納 税 番 号			
滞 納 者 住 所 ( 所 在 地 )			
滞 納 者 名 ( 名 称 )	変 更 年 月 日	年	月 日

税 目	年 度	期 別	年 度 分	番 号	本 税	延 滞 金	変 更 事 由
合 計							

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 宛

## 引継事項変更通知書

引継事案の内容に変更がありましたので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第 10 条第 1 項第 2 号により次のとおり通知します。

記

引 継 変 更 内 容	
変 更 人 員	人

※添付書類 引継事項変更リスト（別記第 6 号様式の 2）  
変更を証する書類

## 引継事項変更リスト

市町村名 \_\_\_\_\_

番号	納税番号	住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	変 更 内 容			
				変更年月日	変更事項	旧	新
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
合 計			人				

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 宛

## 引継取消通知書

引継済みの次の事案について、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第11条により引継ぎを取消します。

記

引 継 取 消 内 容	
取消人員	人
取消分滞納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 引継取消者リスト（別記第7号様式の2）



第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 引 受 取 消 通 知 書

引継済みの次の事案について、引受を取消しましたので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第12条により通知します。

記

引 受 取 消 内 容	
取消人員	人
取消分滞納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 引受取消者リスト（別記第8号様式の2）



第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 引受処理状況報告書

引受事案の 年 月 日現在の処理状況について、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第13条により次のとおり報告します。

記

報 告 内 容	
報告人員	人
報告分滞納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 処理状況一人別調書 (別記第9号様式の2)  
滞納者整理簿 (別記第9号様式の3)  
措置状況内訳書 (別記第9号様式の4)  
折衝記録 (別記第9号様式の5)  
収納一覧表 (別記第9号様式の6)  
未納明細書 (別記第9号様式の7)









### 収 納 一 覧 表

納税番号	氏 名	住 所	年度	期別	年度分	登録番号	税 目	収納 区分	税 額	延滞金	督 促 手数料	収納日	備 考	
個 人 計									件					
総 合 計									人	件				



第 号  
年 月 日

様

十勝圏複合事務組合長 印  
(十勝市町村税滞納整理機構)

## 引受返還通知書

あなたの滞納市町村税（料）について、次の市町村より当組合（機構）が引受け、徴収してきましたが、市町村へ返還することとしましたので、通知します。

つきましては、納税誓約等をされていない方は、**指定期限までに市町村へ来庁または連絡し、今後の納付額等について相談してください。**

なお、指定期限までに相談がない等の場合には、当機構への再度引継ぎにより滞納市町村税（料）を徴収することがありますので、念のため申し添えます。

記

引継をした市町村名	
指 定 期 限	年 月 日

※この通知書が到達する前に納付されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

連絡先  
〒080-8588  
帯広市東3条南3丁目十勝合同庁舎内  
十勝圏複合事務組合 十勝市町村税滞納整理機構  
Tel0155-26-0090 FAX0155-26-0130

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 引受事案返還通知書

引受事案について、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第14条第3項により次のとおり返還します。

記

引 受 返 還 内 容	
引 受 返 還 人 員	人

- ※添付書類
- 引受事案返還者リスト (別記第11号様式の2)
  - 処理状況一人別調書 (別記第9号様式の2)
  - 滞納者整理簿 (別記第9号様式の3)
  - 措置状況内訳書 (別記第9号様式の4)
  - 折衝記録 (別記第9号様式の5)
  - 収納一覧表 (別記第9号様式の6)
  - 未納明細書 (別記第9号様式の7)



第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 宛

## 受 入 口 座 届 出 書

貴組合からの徴収金を受け入れる口座を、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第 15 条により次のとおり届け出ます。

記

金融機関名	銀行 ( )
支店名	支店 ( )
口座の種類	普通・当座・別段・( )
口座番号	
口座名義	
口座名義ヨミ	

第 号  
年 月 日

市 町 村 長 様

十勝圏複合事務組合長 印

## 送 金 通 知 書

貴市町村から十勝市町村税滞納整理機構が引受けている事案の 年 月分の徴収金について、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第 16 条により次のとおり送金します。

記

徴収人員	人
徴収金額（延滞金を含む）	円
送金月日	年 月 日

※添付書類 収入等内訳書（収入管理事務処理要領別記第 12 号様式）  
収入状況（還付金額）一覧表（収入管理事務処理要領別記第 14 号様式）

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 宛

## 送 金 受 領 書

貴組合から当市町村へ送金された 年 月分の徴収金を次のとおり受領しました。

記

受領した年月日	年 月 日
受領した金額	一金 円也

第 号  
年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

市 町 村 長 印

## 引 継 収 納 通 知 書

年 月 日付第 号により、十勝市町村税滞納整理機構へ引き継いでいる事案について、次のとおり収納しましたので、十勝市町村税滞納整理機構への事案移管等の事務処理に関する規則第 17 条により通知します。

記

収 納 の 内 訳	
収納人員	人
収納金額（延滞金を含む）	円

※添付書類 一人別収納金内訳書（別記第 15 号様式の 2）

